

災害や新興感染症発生時における体制について

1. 災害や新興感染症の発生時等において、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応を行う体制を確保いたします。
2. 都道府県等の行政機関、地域の医療機関、保険薬局又は関係団体等と連携するため、災害や新興感染症の発生時における地域の協議会又は研修会に積極的に参加いたします。
3. 災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行います。

くるみ薬局グループ